

兵庫県公報

平成22年4月1日 木曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	6

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「保健所」の次に「、こども家庭センター」を加える。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「っ」を「つ」に改める。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事の事務部局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長 (4) 総合政策室長 (5) 副防災監 (6) 局長（行政職10級の者に限る。） (7) 参事（行政職10級の者に限る。） (8) ものづくり教育参事 (9) 医監	1種
		(1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 知事室長 (4) 政策室長	2種

	(5) 観光参事 (6) 住宅参事 (7) 工事検査室長	
	(1) 参事（行政職 9 級及び医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員	3 種
	(1) 室長 (2) 参事（行政職 9 級及び10級並びに医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 主任技術専門員（行政職 8 級の者に限る。）	4 種
	(1) 副課長 (2) 主幹 (3) 研究参事	5 種
	水産課はやたか船長	7 種
地方 機関	(1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 東京事務所長 (4) 自治研修所長 (5) 県立大学事務局長 (6) 県立健康生活科学研究所長 (7) 県立こどもの館 ^{やかた} 館長 (8) 中央こども家庭センター所長 (9) 県立総合衛生学院長 (10) 県立工業技術センター所長 (11) 県立農林水産技術総合センター所長 (12) 県立淡路景観園芸学校校長 (13) 森林動物研究センター所長	1 種
	(1) 県民局の副局長、総務室長及び県民室長並びに但馬長寿の郷 ^{まると} 長 (2) 県税事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (3) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。） (4) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (5) 土木事務所長（行政職 9 級の者に限る。） (6) 県立大学事務局の副局長及び事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新在家キャンパス及び淡路キャンパスの事務部長を除く。） (7) 県立健康生活科学研究所副研究所長 (8) 県立工業技術センター次長 (9) 県立農林水産技術総合センター次長	2 種
	(1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長	3 種

<p>(3) 県立男女共同参画センター所長 (4) 県民局の副室長（行政職 8 級の者に限る。） (5) 但馬長寿の郷の管理部長 (6) 県民局の参事（総務室及び県民室の参事に限る。） (7) 県税事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (8) 但馬文教府長 (9) 文化会館長 (10) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職 4 級の者を除く。） (11) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (12) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者に限る。） (13) 但馬水産事務所長 (14) 土地改良事務所長 (15) 土木事務所長（行政職 9 級の者を除く。） (16) 尼崎港管理事務所長 (17) 姫路港管理事務所長 (18) 但馬空港管理事務所長 (19) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (20) 職員健康管理センターの所長及び職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者に限る。） (21) 県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長 (22) 広域防災センター長 (23) 県立健康生活科学研究所のセンター長 (24) 保健所長 (25) こども家庭センター所長（中央こども家庭センター所長を除く。） (26) 県立明石学園長 (27) 県立総合衛生学院副学院長 (28) 食肉衛生検査センター所長 (29) 動物愛護センター所長 (30) 県立身体障害者更生相談所長 (31) 県立精神保健福祉センター所長及び次長 (32) 県立工業技術センターの工業技術支援センター所長 (33) 県立但馬技術大学の副大学校長及び部長 (34) 県立但馬技術大学校豊岡高等技術専門学院長 (35) 県立高等技術専門学院長 (36) 県立障害者高等技術専門学院長 (37) 兵庫障害者職業能力開発校長 (38) 旅券事務所長 (39) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センター所長 (40) 家畜保健衛生所長 (41) 六甲治山事務所長 (42) 森林動物研究センター次長 (43) 県立淡路景観園芸学校副校長</p>	
<p>(1) 生活科学センター所長 (2) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (3) 土木事務所の室長 (4) 参事（県民局の総務室及び県民室の参事を除く。） (5) 東京事務所次長（総括次長を除く。）</p>	<p>4 種</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 自治研修所次長 (7) 県立大学事務局の事務部長（播磨光都キャンパス、姫路新在家キャンパス及び淡路キャンパスの事務部長に限る。） (8) 広域防災センターの部長及び消防学校長 (9) 県立健康生活科学研究所の健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長並びに生活科学総合センターの部長 (10) 県立こどもの館^{やまた} 幼児教育センター所長 (11) 県立女性家庭センター所長 (12) 県立総合衛生学院事務部長 (13) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 8 級の者に限る。） (14) 県立知的障害者更生相談所長 (15) 県立工業技術センター総務部長 (16) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (17) 森林動物研究センターの部長 (18) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副室長（行政職 8 級の者を除く。） (2) 副所長（生活科学センターの副所長を除く。） (3) 主幹 (4) 西播磨文化会館副館長 (5) 但馬文教府副館長 (6) 淡路文化会館副館長 (7) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者を除く。） (8) 県立大学事務局の事務部次長 (9) 広域防災センターの消防学校副校長 (10) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (11) 県立こどもの館^{やまた} 副館長 (12) 県立明石学園副園長 (13) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (14) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 7 級の者に限る。） (15) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (16) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）及び総務部次長 (17) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡高等技術専門学院副学院長 (18) 県立高等技術専門学院副学院長 (19) 県立障害者高等技術専門学院副学院長 (20) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (21) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (22) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	5 種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活科学センター副所長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹 	6 種
	<p>県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長</p>	7 種

別表第 1 備考を削る。
 (管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「部長」を「部長 総合政策室長 副防災監」に改め、「政策参事」及び「医療指導官」を削り、同款県立大学の項中「秘書課長」を削り、「企画調整課長」を「企画課長」に改め、同款県立健康生活科学研究所の項中「部長」を「部長 主幹」に改め、同款こども家庭センターの項中「所長」を「所長 調整参事」に改め、同款県立農林水産技術総合センターの項第1号中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項及び条例第2条第1項第2号の項を次のように改める。

<p>条例第2条第1項第1号</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財団法人淡路島くこうみ協会 (2) 財団法人計算科学振興財団 (3) 財団法人高輝度光科学研究センター (4) 財団法人新産業創造研究機構 (5) 財団法人ダム技術センター (6) 財団法人地域総合整備財団 (7) 財団法人地域創造 (8) 財団法人ひょうご科学技術協会 (9) 財団法人ひょうご環境創造協会 (10) 財団法人兵庫県生きがい創造協会 (11) 財団法人兵庫県園芸・公園協会 (12) 財団法人兵庫県勤労福祉協会 (13) 財団法人兵庫県芸術文化協会 (14) 財団法人兵庫県健康財団 (15) 公益財団法人兵庫県国際交流協会 (16) 財団法人兵庫県雇用開発協会 (17) 財団法人兵庫県住宅建築総合センター (18) 公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金 (19) 財団法人兵庫県人権啓発協会 (20) 公益財団法人兵庫県青少年本部 (21) 財団法人兵庫県体育協会 (22) 財団法人兵庫県まちづくり技術センター (23) 公益財団法人ひょうご産業活性化センター (24) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 (25) 財団法人暴力団追放兵庫県民センター (26) 社団法人兵庫みどり公社 (27) 独立行政法人空港周辺整備機構 (28) 大阪湾広域臨海環境整備センター (29) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (30) 兵庫県住宅供給公社 (31) 兵庫県道路公社 (32) 兵庫県土地開発公社 (33) 地方公共団体金融機構
<p>条例第2条第1項第2号</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財団法人国際エメックスセンター (2) 財団法人兵庫県学校厚生会

- | | |
|--|--|
| | (3) 財団法人兵庫県職員互助会
(4) 財団法人兵庫県水産振興基金
(5) 財団法人兵庫丹波の森協会
(6) 社団法人瀬戸内海環境保全協会
(7) 社団法人兵庫県計量協会
(8) 社団法人兵庫県高压ガス保安協会
(9) 社団法人兵庫県高等学校教育振興会
(10) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 |
|--|--|

別表第1備考中「平成21年4月1日」を「平成22年4月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条の2関係）

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
知事の内部部局	職員	職員	主任 職員	機関長 主査	課長補佐 船長 係長 生涯学習 専門員 軽油調査 専門員 統計専門 員 職員健康 管理専門 員 企画専門 員 保健指導 専門員 計量専門 員 渉外専門 員 換地専門 員 農地管理 専門員 環境創造 型農業専 門員	室長 副課長 主幹 課長補佐 副隊長 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任健康 管理専門 員 主任計量 専門員 主任渉外 専門員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任技術 専門員	課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 こども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 専門員 職員相談 員 主任技術 専門員	局長 出納局長 知事室長 政策室長 工事検査 室長 参事 観光参事 住宅参事	部長 総合政策 室長 副防災監 局長 参事 ものづく り教育参 事	理事 会計管理 者

					林業専門技術員 水産業専門技術員 技術専門員 会計審査・指導専門員 工事検査専門員 青少年指導専門員 文化専門員 専門技術員 機関長	主任工事検査専門員 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 主任専門技術員 船長				
兵庫県民総合相談センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐			所長		
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐	参事	副館長	館長	
県立男女共同参画センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県民局								副局長 参事	局長 参事	
室	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 防災専門官 ビジョン専門官 水辺地域づくり専門官 県民運動専門官 青少年指導官 文化専門員 生活科学専門員 課長補佐	副室長 主幹 所長補佐 主任防災専門官 主任ビジョン専門員 主任県民運動専門官 主任青少年指導官 主任文化専門員 主任生活科学専門員	副室長 参事	室長		
但馬文教府	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 青少年指導専門員 文化専門員 生活創造活動専門員 課長補佐	副館長 主幹 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 所長補佐	但馬文教府長			
文化会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 青少年指導専門員 文化専門員 生活創造活動専門員 課長補佐	副館長 館長補佐 主幹 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 主任生活創造活動専門員	文化会館長 副館長			

							所長補佐				
生活科学センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	生活科学専門員 課長補佐	副所長 主任生活科学専門員 所長補佐	生活科学センター 所長				
県税事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長室長 徴収専門員 課税調査専門員 軽油調査専門員 課長補佐	副所長主幹 所長補佐 主任徴収専門員 主任課税調査専門員 主任軽油調査専門員	所長 参事	所長			
健康福祉事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長室長 課長補佐 健康管理専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員 食品安全専門官 監査指導専門員	副所長主幹 所長補佐 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域保健専門員 主任食品安全専門官 主任監査指導専門員	参事				
但馬長寿の郷	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長	主幹	管理部長	但馬長寿の郷長			
農林（水産）振興事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	所長補佐 森林林業専門員 課長補佐	副所長主幹 所長補佐	所長 参事	所長			
農業改良普及センター	職員	職員	主任職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 主幹	所長				
但馬水産事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長水産業専門技術員 課長補佐	副所長主幹 所長補佐	所長				
土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長農用地専門員 技術専門員 課長補佐	所長副所長 主幹 所長補佐	所長 参事	所長			
六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長主幹 所長補佐	所長				
土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長用地専門員 技術専門員 課長補佐	所長副所長 主幹 所長補佐	所長 室長 参事	所長			

	尼崎港管理 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
	姫路港管理 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
	但馬空港管 理事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
	東京事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	次長	参事	所長	
	自治研修所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	次長		所長	
	職員健康管理セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐		所長		
	職員会館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	館長 副館長 職員福利 センター 所長 課長補佐					
	県立大学	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 産学連携 専門員 課長補佐 緑環境景 観専門員	部次長 主幹 主任産学 連携専門 員 所長補佐	部長	副局長 部長	局長	
	広域防災センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 防災教育 専門員 消防教育 専門員 課長補佐	消防学校 副校長 主任消防 教育専門 員 所長補佐	部長 消防学校 長	センター 長		
	県立健康生活科学 研究所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	部長	副研究所 長		
	健康科学研究 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	副センタ ー長 部長	センター 長		
	生活科学総合 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	主任生活 科学専門 員	副センタ ー長 部長	センター 長		
	保健所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官	副所長 主幹 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官				
	県立こどもの館 ^{やかた}	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 児童指導 専門員 課長補佐	副館長 主幹 主任児童 指導専門 員	幼児教育 センター 所長		館長	

						所長補佐				
こども家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 児童福祉 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長 参事		所長	
県立女性家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立明石学園	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副園長 主幹 所長補佐	園長			
県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	教務主任 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	副学院長	学院長	
食肉衛生検査センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	食肉衛生 検査所長 副所長 主幹	食肉衛生 検査所長	所長		
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 動物管理 事務所長 支所長 主幹 所長補佐	所長			
県立身体障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長			
県立知的障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長	所長			
県立精神保健福祉センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 精神保健 福祉専門 員 課長補佐	主幹 主任精神 保健福祉 専門員 所長補佐		次長		
県立工業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	部次長	部長	次長		
県立但馬技術大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 部次長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	部長 豊岡高等 技術専門 学院長	校長 副大学校 長		
県立高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長			
県立障害者高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長			
兵庫障害者職業能力開発校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	校長			
旅券事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長		
県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 専門技術 員	局次長 副室長 主幹	局長 部長 室長	次長	所長	

					農業教育 専門員 課長補佐	主任専門 技術員 所長補佐				
農業大学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 農業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任農業 教育専門 員	校長			
農業技術セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農業技術 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農業技術 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
畜産技術セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	部次長 課長 林業専門 技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 主幹 所長補佐				
水産技術セン ター	職員	職員	主任 職員	機関長 通信長 課長補佐 主査	船長 課長 漁業研修 館長 水産業専 門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁 業センタ ー所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
森林動物研究セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 森林動物 専門員	主幹 主任森林 動物専門 員	部長	次長	所長	
県立淡路景観園芸 学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 景観園芸 専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観 園芸専門 員 景観園芸 専門員	副校長 部長		校長	
議会事務局	書記	書記	主任 書記	主査	課長補佐 係長 政務調査 員 記録専門 員	副課長 主幹 課長補佐	課長 室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任 書記	主査	課長補佐 係長	副課長 主幹 課長補佐	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任 事務職員	主査	課長補佐 係長	副課長 主幹 課長補佐	課長 参事	事務局長 次長		
労働委員会事務局	職員	職員	主任 職員	主査	課長補佐 係長	副課長 課長補佐	課長		事務局長	

収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		主幹	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長主幹	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	課長補佐 係長 管理主事 技術専門員	室長 副課長 主幹 課長補佐 主任管理 主事 主任技術 専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		
教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 管理主事 課長補佐	教育振興 室長 副所長 主幹 所長補佐 主任管理 主事	所長 参事	所長		
県立特別支援教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこの郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐		館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門員	主幹 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任職員	主査 師範	課長補佐 室長補佐	次席 首席師範	課長 参事			

					場長補佐 隊長補佐 副主席師範 係長 師範	主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 副主席師範				
神戸市警察部	職員	職員	主任職員		係長					
方面本部	職員	職員	主任職員		係長					
警察署	職員	職員	主任職員	主査 師範	課長 係長 師範	主幹				
警察学校	職員	職員	主任職員	主査 師範	校長補佐 副主席師範 係長 師範	副校長 主幹 校長補佐 副主席師範	参事			

備考

- 1 県立明石学園の園長、県立高等技術専門学院のうち県立神戸高等技術専門学院及び県立姫路高等技術専門学院の学院長並びに県立淡路景観園芸学校の副校長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 2 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校（県立大学を除く。）に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第4 保健所の項の次に次のように加える。

こども家庭センター	職員	職員	主任	課長 主査			
-----------	----	----	----	----------	--	--	--

別表第5 神戸市警察部の項9級の欄中「管理官」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。